多久市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

多久市長　香　　月　　正　　則

多久市規則第２９号

多久市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

多久市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成９年多久市規則第２５号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「条例第３条第２項第１号に規定する第１号対象者（以下「第１号対象者」という。）の保護者」を「条例第３条に規定する助成対象者（以下「助成対象者」という。）」に改め、同条第２項及び第３項中「第１号対象者の保護者」を「助成対象者」に改める。

第６条第１項中「第１号対象者の保護者」を「助成対象者」に改め、「、条例第３条第２項第２号に規定する第２号対象者の保護者が条例第６条第３項に規定する助成を申請する場合は、子どもの医療費助成金申請書（様式第５号の２）を」を削る。

別表備考中「第１号対象者」を「助成対象者」に改める。

様式第５号中「 第１号対象者 」を削る。

様式第５号の２を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の多久市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。